

正直B遺跡（重要遺跡「正直古墳群」）調査保存に係る懇談会設置要綱

（設置）

第1条 正直B遺跡（重要遺跡「正直古墳群」）の発掘調査を行うにあたり、有識者による意見交換の場を設けるため、正直B遺跡（重要遺跡「正直古墳群」）調査保存に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 古墳群の現状と課題に関する事項
- (2) 古墳群の遺構等の評価に関する事項
- (3) 古墳群の調査保存のあり方に関する事項

（組織）

第3条 懇談会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、高い専門性を有する学識経験者等のうちから郡山市教育委員会教育長が委嘱する。
- 3 懇談会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、正直B遺跡（重要遺跡「正直古墳群」）の調査が完了するまでとする。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第4条 懇談会の会議は、会長が座長となる。

- 2 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、文化スポーツ観光部文化振興課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月6日から施行し、設置の目的を達成したときにはその効力を失う。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、設置の目的を達成したときにはその効力を失う。